

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	湊 二郎 (みなと じろう)
○学位の種類	博士 (法学)
○授与番号	乙 第 566 号
○授与年月日	2019 年 3 月 1 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 2 項 学位規則第 4 条第 2 項
○学位論文の題名	都市計画の裁判的統制 ——ドイツ行政裁判所による地区詳細計画の審査に関する研究
○審査委員 (主査)	須藤 陽子 (立命館大学法学部教授) 駒林 良則 (立命館大学法学部教授) 植松 健一 (立命館大学法学部教授)

<論文の内容の要旨>

学位論文として提出された湊二郎著『都市計画の裁判的統制 ——ドイツ行政裁判所による地区詳細計画の審査に関する研究』(日本評論社、2018 年)は、近畿大学法学および立命館法学に掲載された 9 本の論文(2008 年～2018 年)からなる。下記のように二部にまとめられ、そして最終章において、ドイツ法研究の成果を反映させた日本法における立法論が展開されている。中心となるのは、「地区詳細計画」の根拠法規である建設法典の規定の仕方、裁判上の争い方として詳述されている行政裁判所法 47 条規範統制である。

本書の構成

まえがき

第一部 地区詳細計画の規範統制の発展

序章 規範統制の制度概要

- I 規範統制の申立ての適法要件
- II 規範統制の審理・判決およびその他の手続
- III 序章のまとめ

第一章 自然人・法人の申立適格

- I 1996 年改正前の状況——申立適格を根拠づける「不利益」とは
- II 1996 年改正後の自然人・法人の申立適格——権利侵害の主張要件
- III 第一章のまとめ

第二章 規範統制手続における仮命令

- I 制度の概要
- II 理由具備性の判断基準（一般論）
- III 裁判外における具体的判断
- IV 第二章のまとめ

第三章 環境保護団体による規範統制の申立て

- I 環境・法的救済法の制定
- II 環境・法的救済法の問題点
- III 裁判例の展開
- IV 2017年の環境・法的救済法の改正
- V 第三章のまとめ

第一部のまとめ

第二部 計画維持規定の形成と展開

第一章 行政裁判所による衡量統制とその制限

- I 伝統的な衡量瑕疵論
- II 連邦建設法 155b 条 2 項 2 文とその合憲性
- III 建設法典と衡量統制（2004年改正前）
- IV 建設法典と衡量統制（2004年改正後）
- V 第一章のまとめ

第二章 手続・形式規定の違反の効果

- I 建設管理計画の策定手続
- II 手続・形式規定の違反の効果（概観）
- III 参加に関する規定の違反
- IV 理由書に関する規定の違反
- V 第二章のまとめ

第三章 地区詳細計画と土地利用計画の関係に関する規定の違反の効果

- I 建設法典制定前の状況
- II 建設法典における地区詳細計画と土地利用計画の関係
- III 建設法典 214 条 2 項に関する裁判例
- IV 第三章のまとめ

第四章 内部開発の地区詳細計画と瑕疵の効果

- I 内部開発の地区詳細計画と迅速化された手続
- II 迅速化された手続と計画維持規定
- III 建設法典 214 条 2a 項 1 号と法改正
- IV 建設法典 214 条 2a 項 2 号～4 号に関する問題

- V 2017年の改正による変更点
- VI 第四章のまとめ
- 第五章 補完手続による瑕疵の除去
 - I 1997年建設法典改正以前
 - II 建設法典215条a条
 - III 建設法典214条4項
 - IV 第五章のまとめ
- 第二部のまとめ
- 最終章 日本における都市計画を争う訴訟の現状と課題
 - I 都市計画決定の処分性と訴訟選択
 - II 都市計画決定の違法性審査
 - III 立法論（特に都市計画争訟制度）の検討
 - IV 最終章のまとめ

【第一部の要旨】

第一部は、地区詳細計画の有効性をめぐる訴訟法上の論点、すなわち行政裁判所法47条規範統制に固有の論点を取り上げている。ドイツにおける地区詳細計画の規範統制がドイツにおける都市計画を直接争う訴訟の例として紹介されている。日本における都市計画を争う訴訟の整備・改善に貢献することを目的として（日本の争訟制度では都市計画を直接に争うことができない。都市計画法に基づく都市計画についてはその処分性を肯定する最高裁判例は存在せず、審査請求を認める規定もない）、ドイツ法の特色および問題点を明らかにしようとする。

ドイツにおいて地区詳細計画を裁判で争うには、規範統制も付随統制も可能である。行政行為の取消訴訟等における前提問題として付随的に規定を審査する付随統制も排除されていないが、学位申請者が注目するのはあくまで規範統制である。規範統制が申立人である自然人・法人の権利保護に資することはもちろん、行政庁にも申立適格が与えられ、権利侵害が申立ての理由具備性の要件とされていないことから、都市計画の客観的な法統制の仕組みであるといえる。

付随統制に属する取消訴訟では違法であることのみならず権利侵害が必要とされるが、規範統制では、違法であるならば無効である。付随統制との訴訟要件の違いを明らかにしたうえで、出訴資格、執行停止の仕組み、団体訴訟（環境保護団体）の導入が詳述されている。

【第二部の要旨】

第二部は「計画維持規定の形成と展開」と題するものであり、実体法的な論点が多く取り扱われている。建設法典3章2部4節（214条～216条）には、地区詳細計画が違法とされても計画を維持することを可能とする規定がある。そのような規定がいかなる理由か

ら設けられ正当化されるのかという立法理由の検討に始まり、上級行政裁判所判例から地区詳細計画の効力が維持された例、維持されなかった例を拾い上げ、その理由づけ・違いを検討している。違法であったとしても、手続的・形式的規定に違反した都市計画の効力を一律に否定することが望ましいとは限らない。日本法における都市計画訴訟制度の構築を目指す学位申請者にとって、計画維持規定の設計は重要な関心事である。

また、建設法典には土地利用計画または条例が有する手続・形式の瑕疵を除去して、これらを遡及的に施行することができる旨の規定もある。補完手続による瑕疵の除去である。これは1979年連邦建設法改正によってもたらされたものであるが、さらに2004年建設法典改正により、実体的瑕疵を有する地区詳細計画を遡及的に施行する可能性が開かれた。

第一部は訴訟法上の論点を、第二部は実体法的な問題を主に扱っているが、学位申請者は、訴訟法上の論点と実体法的な論点は切り離されるべきものではない、という考え方に立っていると思われる。『都市計画の裁判的統制 —— ドイツ行政裁判所による地区詳細計画の審査に関する研究』の特色は、都市計画を訴訟法と実体法の両面から扱おうとする点にある。たとえば、自己の利益に関係のない規範統制においてその出訴資格を基礎づけるのは、「衡量」を義務づける建設法典の規定から導かれる「衡量上有意な自己の私的利益の適正な衡量を求める権利」である。学位申請者は、上級行政裁判所が訴訟法上の問題を実定法である建設法典の規定を用いて解決しようとする姿勢を明らかにしている。

そして最終章は、都市計画争訟制度を欠く日本法における立法論を取り上げている。過去には、不服審査制度を拡充することによって問題解決を図る方向性と（2006年都市計画争訟研究会「都市計画争訟研究報告書」、特別な訴訟制度である「都市計画違法確認訴訟（仮称）」を提案するものがあつた（2009年国土交通省都市・地域整備局都市計画課「人口減少社会に対応した都市計画争訟のあり方に関する調査業務」報告書）。

ドイツにおいて、行政裁判所は積極的に都市計画決定の適法性・有効性を判断する。立法者が行政裁判所のゆきすぎを抑えるべく、衡量過程における瑕疵を「それらが明白でありかつ衡量結果に影響を及ぼした場合に限り有意である」とする規定（155b条2項2文）を立法化したほどであった（1979年連邦建設法改正）。ドイツのような専門的特別裁判所のないわが国において、はたして裁判所が積極的に判断するであろうか。また、新たな訴訟制度は裁判所に負担をもたらさないだろうか。かように危惧しつつも、学位申請者は、ドイツ法研究の成果に基づき、都市計画決定の適法性・有効性を争う特別の訴訟を導入することが望ましいという見解を明らかにしている。

<論文審査の結果の要旨>

学位論文『都市計画の裁判的統制 —— ドイツ行政裁判所による地区詳細計画の審査に関する研究』は、ドイツの建設法典の規定および行政裁判所法、そしてドイツ行政裁判所判例、欧州司法裁判所判決を丹念に検討した成果である。

公聴会において主査が学位論文において最も主張したいことを問うた際に、学位申請者

はドイツの都市計画訴訟制度を高く評価できることを挙げた。ドイツの地区詳細計画に対する規範統制をめぐる展開ないし状況について、問題点があることも十分に承知しているが肯定的に評価でき、行政裁判所による規範統制が機能していること、その点に学び、わが国の都市計画訴訟制度設計に示唆を得ることができることを強調した。

わが国の都市計画争訟制度をめぐる議論が停滞しているだけに、ドイツ法研究の成果を下敷きにした立法論的提案は、わが国における議論に一定の刺激をもたらすことが期待される。

【論文の評価】

【1】 研究課題とその意義

研究課題「都市計画の裁判的統制」の意義が実体法的小よび訴訟法的に明確に示され、その意義づけに説得力がある。

【2】 研究方法の適切性

研究課題「都市計画の裁判的統制」は、ドイツ法との比較法研究という研究方法がとられている。比較法研究として高く評価すべき点は、研究課題との関係で上級行政裁判所判例が非常に詳細に検討されている点であり、その引用の仕方に説得力がある。

【3】 叙述内容の論理性および体系性

章立ての適切性と各章の叙述の論理性のいずれにおいても問題がなく、ドイツ法の文献、判例を渉猟し、各章は非常に詳細に叙述されている。

【4】 研究内容の独創性

業績に対し学術的な意味において独創性が認められ、「都市計画の裁判的統制」に関する傑出した業績として高評価を得ることが予想される。

【5】 研究内容の国際性

ドイツ語文献の引用が相当数みられ、研究課題を比較法研究の手法を用いて明らかにしようとしており、当該テーマに関する日独間の議論状況に多大な貢献をしているものと評価できる。

以上により、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

公聴会は2019年1月23日(水)16時30分より、学而館2階第2研究室で行われた。1時間余りの報告、それに続く1時間弱の質疑を通じて、学位申請者はドイツの取消訴訟制度と規範統制の相違を語り、保護規範理論に立脚するドイツ行政裁判所の法解釈の方法を明らかにした。それは公聴会出席者が学位論文『都市計画の裁判的統制——ドイツ行政裁判所による地区詳細計画の審査に関する研究』を理解するうえで、非常に有益なもので

あった。

専門知識について、学位申請者が法科大学院及び学部において行政法・環境法の講義等を長年担当していること、本論文に加え他の業績や学会での評価、公聴会における質疑に対する適確な応答を通じて、十分な専門知識を有することを確認した。外国語能力について、学位申請論文において用いられた外国語文献の質・量および公聴会における質疑応答から、外国語文献の読解においても十分な力量があることを確認した。これにより、本学学位規程第 25 条第 1 項により、学力試験を免除した。

主査および副査は、公聴会の質疑応答を通して学位申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。したがって、本学学位規程第 18 条第 2 項に基づいて、博士（法学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。